

Q8：これまでの同和教育と人権教育は、どのようなところが違うのですか。

同和教育から人権教育へ

A： 本県では、これまでの同和教育で確立してきた推進体制や教育活動の成果等を踏まえ、同和問題をはじめ、人権にかかわる様々な問題の解決を目指し、平成14年度からは人権教育として推進していくこととなります。

これまでの同和教育と平成14年度からの人権教育の県基本方針を比較すると次のようになります。

県基本方針の比較
(とらえ方)

	同 和 教 育	人 権 教 育
基本方針	同和教育とは、法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く存在する不合理な部落差別をなくし、人権尊重を貫く教育としてとらえている。	人権教育とは、法のもとの平等の原則に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育としてとらえている。

指導内容の拡大

様々な人権問題に視野を広げ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、これらの問題を、引き続き解決すべき重要課題として取り組んでいくようにします。さらに、基本的人権など人権一般についても取り組みます。

三指導の定着

また、これまで同和教育の指導の構想として用いてきた「三指導」は、一部を変更し(下線部は特に変更となった箇所)今後もその定着を図っていきます。

【基底の指導】

学校の全教育活動を通して、児童生徒が相手の立場に立つてものごとを考え、行動したり、温かい思いやりに満ちた人間関係を築いたりするとともに、生活上の不合理や矛盾に気づき、これを自分たちの問題としてとらえ、協力して解決していこうとする力を育てる常時指導である。

【間接的指導】

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の取組の中で、人権教育のねらいを踏まえ、各教科等に示された能力・態度を育てる指導である。

【直接的指導】

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の取組の中で、特に人権にかかわる様々な問題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等)を取り上げたり、人権一般について取り上げたりして、様々な問題を主体的に解決しようとする力や、自他の人権を大切にしようとする力を育てる指導である。

<参考資料>

『人権教育のすすめ方』栃木県教育委員会 平成14年1月